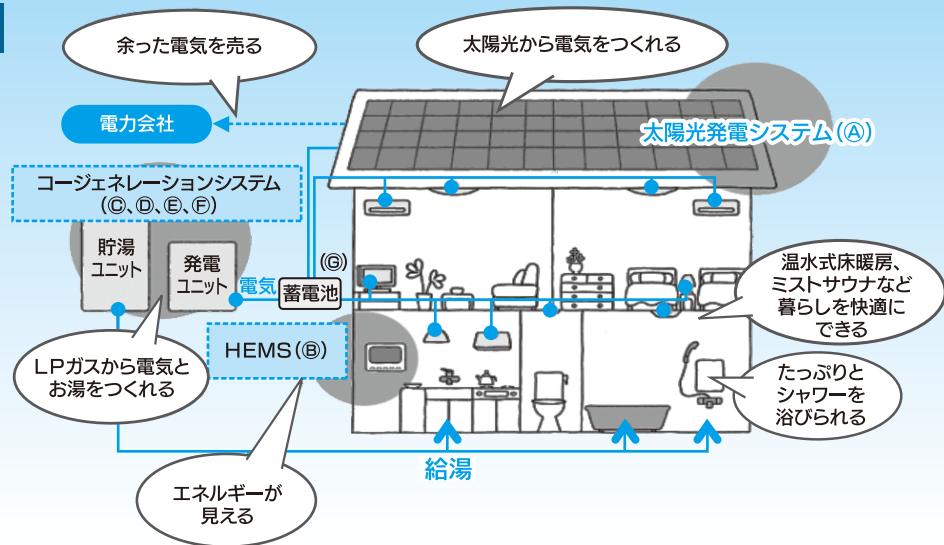


# エコハウス推進事業補助金について

町では、温室効果ガスの削減や電力のピークシフト、災害時に自立的エネルギーの確保が期待できる家づくりを促進するため、自己用の住宅に「エコハウス事業」を実施した方へ補助金を交付します。

## エコハウスイメージ



**対象**／町内に居住、または新たに町の区域内に住所を定めようとする方で、自らが居住するための住宅(次のA、B、Cのいずれか) に対してエコハウス事業を実施し、定める期間までに実績報告書を提出できる方(ただし、過去にこの補助金の交付を受けてエコハウス事業を実施した住宅に、再度当該事業を実施する場合は対象となりません)

- A 新築住宅へのエコハウス事業の実施
- B 既築住宅へのエコハウス事業の実施
- C エコハウス事業が実施された新築住宅の購入

### 対象機器

- ①住宅用太陽光発電システム(②とセットで設置した場合のみ)
- ②HEMS機器(①とのセットか、①が既に設置されている場合のみ)
- ③家庭用燃料電池システム(通常運転型)
- ④家庭用燃料電池システム(自立運転型)
- ⑤ガスエンジン給湯器(通常運転型)
- ⑥ガスエンジン給湯器(自立運転型)
- ⑦家庭用蓄電池システム

### 補助金額

①	80,000円	機器の組み合わせによっては補助金額が加算され、最大70万円まで補助が受けられます。詳しくはお問い合わせください。
②	80,000円	
③	100,000円	
④	80,000円	
⑤	100,000円	
⑥	50,000円	
⑦		

**申請方法**／申請書に必要な書類を添付し、平成27年1月31日までに提出してください。Aの新築住宅およびBの既築住宅の申請は事業実施前に、Cの新築住宅の購入の申請は電力会社と電灯契約を締結する前に行ってください。なお、申請受付期間中であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。また、郵送による申請は受付できません。

### 申請に必要な添付書類

- A 新築住宅へのエコハウス事業の実施
  - ①建築確認済証の写し
  - ②設置場所位置図およびエコハウス事業実施前の現況カラー写真
  - ③契約書の写しおよび見積書の写し(エコハウス事業の内容および金額内訳が確認できるもの)
  - ④対象となる機器の仕様書、パンフレットおよび図面
  - ⑤申請日時点の町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関する滞納のないことを証明できる書類、または同意書
- B 既築住宅へのエコハウス事業の実施
  - ②～⑤の書類
- C エコハウス事業が実施された新築住宅の購入
  - ③～⑤の書類

※申請内容によっては、別途書類の提出が必要となる場合があります。

※申請用紙等は町公式ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ／企業誘致エコタウン課(☎581・2121内線201、210)へ。

# 8月10日(日) 寄居町長選挙の投票日です!

任期満了に伴う寄居町長選挙が8月5日(火)に告示され、8月10日(日)に投票が行われます。選挙は、私たちの暮らしに密接したとても重要なものです。貴重な一票を大切にしましょう。

## 主な日程

選挙期日の告示日／8月5日(火)  
 選挙期日／8月10日(日)  
 投票時間／午前7時～午後8時  
 開票日時／8月10日(日)午後9時～  
 開票場所／総合体育館・アタゴ記念館

## 投票できる方

- 日本国民で、
- ①平成6年8月11日までに生まれた方
  - ②平成26年5月4日までに寄居町に転入の届け出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方
- ①と②の要件を満たす方は、町の選挙人名簿に登録され、投票することができます。なお、町長選挙では、選挙人名簿に登録されていても、町外へ転出された方は投票できません。

## 期日前投票

日時／8月6日(水)～9日(土)午前8時30分～午後8時  
 場所／役場1階101会議室

## 立候補予定者説明会を開催します!

選挙管理委員会では、立候補予定者を対象とした「立候補予定者説明会」を開催します。この説明会では、候補者届出書など立候補するために必要な書類の記載方法や選挙運動に関する事項を説明します。立候補を予定している方(代理の方でも可)は出席してください。

日時／6月30日(月)午後1時30分～  
 場所／役場6階会議室

## 選挙公報を発行します!

選挙公報は、原則新聞折り込みの方法により各世帯へ配布されますが、新聞を購読されていない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。なお、選挙公報は役場庁舎、男衾・用土両連絡所などの町の施設に備置します。

問い合わせ／選挙管理委員会(☎581・2121内線311)へ。

## 平成26年度審議会等委員の一般公募予定について

町では、町民の皆さんに町政により一層かかわっていただき、開かれたまちづくりを積極的に推進するため、審議会等の委員を公募しています。平成26年度は、次の審議会等委員の公募を予定しています。募集方法等については随時お知らせしますので、皆さんの積極的な応募をお待ちしています。

※「審議会等」とは、『地方自治法』の規定に基づき、法律または条例等により設置した審議会・委員会・懇話会等のことです。

審議会等の名称	審議内容等	募集予定人数	任期	募集記事本誌掲載予定月	担当課
寄居町国民健康保険運営協議会	寄居町国民健康保険の運営に関する重要事項	4人	2年	9月号	保険年金課 内線114
寄居町環境審議会	環境基本計画に関する事項、環境の保全および創造に関する事項	2人	2年	10月号	生活環境課 内線223

問い合わせ／各担当課(☎581・2121内線は上記参照)へ。

## 平成26年度パブリック・コメント手続実施予定について

実施時期に改めて詳しい日程をお知らせします。なお、各案件については実施が確定しているものではありません。内容の変更や実施しないこともありますので、あらかじめご了承ください。

案件名	案件の概要	時期	担当課
寄居町子ども・子育て支援事業計画	『子ども・子育て支援法』に基づく教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供に関する計画を策定するものです(計画期間:平成27～31年度)	10月(予定)	子育て支援課 内線251
寄居町障害者計画・第4期障害福祉計画	『障害者基本法』に基づく障害者のための施策に関する基本計画となる「障害者計画」と、『障害者総合支援法』に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画となる「障害福祉計画」を策定するものです(計画期間:平成27～29年度)	12月(予定)	健康福祉課 内線121

問い合わせ／各担当課(☎581・2121内線は上記参照)へ。